

2021年6月10日

株 主 各 位

札幌市中央区南十九条西十一丁目1番15号
株式会社光ハイツ・ヴェラス
代表取締役社長 森 千恵香

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場は控えていただきますよう強くお願い申しあげます。当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時までに折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|------------|---|
| 1. 日 時 | 2021年6月25日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 札幌市中央区北4条西4丁目1番
札幌国際ビル 8階 国際ホール |
| 3. 目 的 事 項 | |
| 報 告 事 項 | 第35期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 取締役4名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.varus.co.jp>）に掲載させていただきます。本年はご出席の株主様へのお土産の配布はございません。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。詳細は次頁をご確認ください。

<必ずお読みください>

新型コロナウイルス感染拡大防止のためのご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様におかれましては、本総会へのご来場を控えていただきますよう強くお願い申し上げます。議決権の行使につきましては、書面による方法をご利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、当社では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本総会の開催および運営に関し、下記の対応をとらせていただくことといたします。ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- ・本総会の会場スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・本総会の会場入り口付近にアルコール消毒液を配備いたします。また、ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・ご出席の株主様には本総会の会場内において間隔をあけてご着席いただきますので会場スタッフの案内に従っていただきますようお願い申し上げます。
- ・本年は、座席間隔を拡げるため、本総会会場の座席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
- ・発熱や咳などの症状のある株主様やその他体調不良の株主様には本総会会場への入場をお断りする場合がございます。また、ご来場の株主様に対しまして、本総会の会場スタッフが体温測定をさせていただく場合がございます。
- ・本総会に出席する役員は、マスクを着用させていただく場合がございます。
- ・本総会は、議場での報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略し、時間を短縮して議事進行することを予定しております。

※ご出席の株主様へのお土産の配布はございません。

※本総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表により上記対応を更新する場合には、当社ウェブサイト(<http://www.varus.co.jp>)に掲載いたしますので、当社ウェブサイトにおける発信情報をご確認いただきますようお願い申し上げます。

以上

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、緊急事態宣言の発出・解除を繰り返し、社会経済活動が大きく制限されました。一時期は個人の消費活動の持ち直しの動きがみられたものの、さらに感染力の強い変異株が発生するなど、先行きについては依然として不透明な状況が続くものと予想されます。

介護業界におきましては、国や地方自治体にて様々な指針や方針、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた施策が講じられていますが、慢性的な人手不足は続いており、経営不振傾向の事業者の休業・倒産が目立つ状態です。

当社有料老人ホーム事業については、災害対策責任者を中心に各施設の情報を取りまとめ、新型コロナウイルス感染拡大防止に対応したサービスの改善・向上を進めました。又、顧客が施設内に居住しているというサービスの特性上、新型コロナウイルス感染予防に関わる売上への影響は軽微です。

当社通所サービス事業については、営業日の拡大・利用者受入体制の改善を行い、前期に比べ大幅な売上増となりました。住宅型有料老人ホーム2施設の顧客については、既存の外部事業者による居宅サービス利用が困難になった方の利用受入をすることにより、感染拡大予防と通所サービス事業の売上向上を同時に達成することができました。

新規顧客獲得については、感染症対策を適切に行いながらの個別見学会・相談会を実施し状況に合わせた営業活動を継続して行いました。しかしながら、自然減を上回る新規顧客獲得には至らず、結果、全施設平均入居率約91.3%を維持・確保する形となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は3,108百万円(前事業年度比1.7%減)となり、営業利益125百万円(同12.7%減)、経常利益162百万円(同9.6%減)、当期純利益100百万円(同7.3%減)となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中に実施いたしました当社の重要な設備投資はございません。

③ 資金調達の様況

当社は運轉資金として短期借入金 2 億円の借入を行っております。

(2) 財産および損益の様況

区 分	第 3 2 期 (2018年 3 月期)	第 3 3 期 (2019年 3 月期)	第 3 4 期 (2020年 3 月期)	第 3 5 期 (当業年度) (2021年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	3,255	3,387	3,163	3,108
当 期 純 利 益 (百万円)	218	238	108	100
1 株当たり当期純利益 (円)	104.69	114.33	51.89	48.08
総 資 産 (百万円)	7,509	7,773	7,624	7,546
純 資 産 (百万円)	3,603	3,817	3,900	3,975
1 株当たり純資産額 (円)	1,724.86	1,827.22	1,866.76	1,903.04

(3) 重要な親会社および子会社の様況

① 親会社の様況

当社には親会社はありません。

② 重要な子会社の様況

当社には子会社はありません。

③ 業年度末日にける特定完全子会社の様況

当社には特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、以下の経営方針を定め、取り組んでまいります。

① 経営の基本方針

当社は、北海道の有料老人ホーム業界におけるリーディングカンパニーとして、1986年創業当初からの「人生100年の理想郷づくり」という経営理念のもとに、34年の運営実績を積んでまいりました。団塊の世代から後期高齢者、生活援助や介護を必要とされる高齢者の方々が快適に、終生お住まいいただける良質な住宅、生活支援、医療との連携が取られた介護サービスを提供します。

当社は法令を遵守し、ご入居者とともに施設の円滑な運営を行い、安心してお住まいいただけるよう、健全な運営と財務体質の強化・維持に努めます。

② 目標とする経営指標

当社は、ご入居者に終生安心してお住まいいただけるよう、また、より安定した経営を継続していくため、全運営施設の平均入居率は95%以上を確保することを経営指標としております。

また、既存ご入居者の高齢化の進行により、介護居室の確保の課題があります。そのため、事業環境を慎重に見極めながらM&Aを含めて1年に1棟のペースで介護専用の新施設を開設し介護居室を確保することを目指します。更に、既存施設の健常棟から、併設の介護専用棟への移転、または当社運営の介護専用施設への移転の便宜を図ることで、ご入居者に対するより快適な介護サービスの提供を可能とし、当社の施設運営規模の安定的な拡大を図ります。併せて既存施設（健常棟）における生活「セカンドライフ・自由という贅沢」をアピールし、団塊の世代の入居促進に努めます。

③ 中長期的な会社の経営戦略

当社は、超高齢社会のニーズに応えながら、高齢者が安心して生活いただける住まいの提供を通じて高齢社会に貢献しながら、継続して成長し続けるため、以下の取り組みを行ってまいります。

ア. 既存施設の空室の入居促進に全社を挙げて取り組み、全施設平均95%以上の入居率確保を目指します。

イ. 介護付有料老人ホームは、札幌市の規制緩和後積極的に開設するべく、準備してまいります。

ウ. 急速に進む超高齢社会に対応するため、慎重な上にもM&Aに重点を置いた短期間での事業展開を目指し、定員50名から100名規模の高齢者向け住宅を、「光ハイツ・ヴェラス」または「ヴェラス・クオーレ」シリーズとして、1年に1棟のペースで開設を目指します。新施設は入居一時金方式または月額家賃方式とし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所や居宅介護支援

事業所を併設します。

エ. 既存の入居一時金方式の施設における入居費用の見直しを図り、入居しやすい新たな家賃方式を明確に打ち出すことで、高齢化が進む施設周辺地域からの入居促進と社会貢献を目指します。

オ. 医療と介護の連携体制を強化し、ご入居者の安心と安全の強化された施設運営体制をつくります。

カ. 超高齢社会という時代に入り、高齢者やそのご家族のニーズに対応するため、ショートステイ（短期入所生活介護）、デイサービス（通所介護）事業等、業態の拡大を図り、地域の高齢社会へ貢献する事業を展開します。

キ. 効率的な施設運営に取り組み、コストコントロールを推進します。

④ 対処すべき課題

ア. 経営の健全性の確保

当社の経営基盤強化の達成目標として、繰越利益剰余金の健全化を掲げております。当社は2013年4月に不動産流動化を実施して以来、財務基盤を強化し続け、当事業年度末で2,334百万円の繰越利益を計上しました。当社は引き続き長期に亘り安定的な収益の確保に努めて参ります。

イ. 優秀な人材の確保

当社の事業が安定的に継続するには、高質なサービスを提供できる人材の確保と育成が必要であります。ご入居者・ご利用者への良好なサービス提供をベースにし、全事業所における介護の質の向上と医療との更なる連携強化に対応できるよう介護技術、接遇のレベルアップが課題です。そのためには、優秀な人材の確保と育成が必要不可欠です。質の高い人材の採用を積極的にすすめるために、介護職員の処遇改善や、介護休暇、育児休暇制度など、労働環境の整備、魅力ある職場作りと風通しのよい人間関係の構築という社内環境整備が問われております。

ウ. 変化する社会情勢への対応

2019年末からの新型コロナウイルス流行が、世界的に影響を及ぼし続けています。直接的な健康被害に留まらず、感染拡大防止の為の消費活動の低下による経済の停滞が発生しつつあります。高齢者介護業界においても、自治体要請のみならず事業者側の自粛や利用者側の敬遠による販売不振を要因とする事業縮小や倒産が発生しており、今後も継続していくものと考えられます。当社と致しましては、感染予防に配慮する形での従来の営業活動・経営栄養など医療ニーズの高い顧客の積極的受け入れ・入居後のニーズに合わせた住み替えの提案による入居率の維持向上に加え、デイサービス部門の機能向上による新規ニーズの開拓を行う事で更なる売り上げ向上を目指して参ります。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

主要事業内容
有料老人ホームの設置、運営、管理
介護保険法に基づく居宅介護サービス事業、介護予防サービス事業
サービス付き高齢者向け住宅の設置、運営、管理

(6) 主要な営業所 (2021年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	北海道札幌市中央区
光 ハ イ ツ ・ ヲ ヴ ェ ラ ス 石 山	北海道札幌市南区
光 ハ イ ツ ・ ヲ ヴ ェ ラ ス 月 寒 公 園	北海道札幌市豊平区
光 ハ イ ツ ・ ヲ ヴ ェ ラ ス 藤 野	北海道札幌市南区
光 ハ イ ツ ・ ヲ ヴ ェ ラ ス 琴 似	北海道札幌市西区
光 ハ イ ツ ・ ヲ ヴ ェ ラ ス 真 駒 内 公 園	北海道札幌市南区
ヴ ェ ラ ス ・ ク オ ー レ 小 樽	北海道小樽市
ヴ ェ ラ ス ・ ク オ ー レ 山 の 手	北海道札幌市西区
ヴ ェ ラ ス ・ ク オ ー レ 札 幌 北	北海道札幌市北区
ヴ ェ ラ ス ・ ク オ ー レ 南 19 条	北海道札幌市中央区
さっぽろ南デイサービスセンター	北海道札幌市南区

(7) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 数
320名	1名増	55.2歳	6.4年

(注) 従業員数は就業人数であり、パートタイマー等を含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	100,000

2. 株式の状況 (2021年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 3,096,000株

(2) 発行済株式の総数 2,089,200株

(3) 株主数 298名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
藤 井 伸 一	1,360,700株	65.13%
株 式 会 社 保 健 科 学 研 究 所	92,500株	4.42%
株 式 会 社 ラ ・ ア ト レ	77,400株	3.70%
森 本 康 一	62,000株	2.96%
渡 邊 勲	45,900株	2.19%
岩 倉 建 設 株 式 会 社	43,000株	2.05%
株 式 会 社 グ ン エ イ	32,400株	1.55%
川 島 卓 也	30,000株	1.43%
森 千 恵 香	24,800株	1.18%
フ ォ ー ク 株 式 会 社	24,000株	1.14%

(注) 自己株式は所有していません。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役および監査役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	森 千 恵 香	全統括 株式会社とんでん代表取締役
取 締 役	藤 井 伸 一	株式会社とんでん取締役
取 締 役	大 堀 ま さ 子	執行役員 ヴェラス・クオーレ南19条 支配人
取 締 役	上 野 幸 子	
取 締 役	李 愛 順	北京江山泰然健康産業集團東京首席代表
常 勤 監 査 役	若 林 弘 子	
監 査 役	板 倉 暢 宏	板倉公認会計士事務所 公認会計士
監 査 役	山 口 貴 嗣	真駒内クリニック院長

- (注) 1. 取締役藤井伸一は、当社の発行済株式の65.13%を保有する大株主であります。また、非業務執行取締役であります。
2. 取締役上野幸子および李愛順氏は、社外取締役であります。
3. 監査役板倉暢宏氏および山口貴嗣氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、監査役板倉暢宏氏を札幌証券取引所の定めに基づく独立役員とし、同取引所に届け出ております。
5. 監査役板倉暢宏氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 会社役員が締結している責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および非業務執行取締役並びに監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役および非業務執行取締役並びに監査役全員は、法令の定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の報酬額およびその算定方法を、株主総会において決定された限度額の範囲において、役位や職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

個人別の取締役の報酬額につきましては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長森千恵香が取締役の個人別の報酬内容を決定し、取締役会で審議・決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：千円)

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	27,550 (1,050)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	5,550 (2,400)
合 計 (うち社外役員)	8名 (4名)	33,100 (3,450)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年6月23日開催の第20回定時株主総会において年額80,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役2名）であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年6月23日開催の第20回定時株主総会において年額15,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役2名）であります。
3. 上記の支給額には、当事業年度における役員退職慰労金の繰入額として取締役2名に対する3,496千円、監査役1名に対する150千円が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

ア. 取締役上野幸子氏は他の法人等の業務執行者としての重要な兼職に該当する事項はございません。また、当社との間には特別な関係はございません。

イ. 取締役李愛順氏は北京江山泰然健康産業集団東京首席代表をしております。当社との間には特別な関係はございません。

ウ. 監査役板倉暢宏氏は板倉公認会計士事務所の公認会計士を兼務しております。当社との間には特別な関係はございません。

エ. 監査役山口貴嗣氏は真駒内クリニックの院長をしております。当社との間には特別な関係はございません。

- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
上記4氏とも該当ありません。

③ 当事業年度における活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

		活 動 状 況
取 締 役	上 野 幸 子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち6回に出席いたしました。主に医療・介護の分野から意見を述べるなど、積極的な経営参画をしました。取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取 締 役	李 愛 順	社外取締役就任後に開催された取締役会11回のうち2回に出席いたしました。主に国際的な視点から意見を述べるなど、積極的な経営参画をしました。取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監 査 役	板 倉 暢 宏	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に出席し、監査役会9回のうち9回に出席いたしました。主に税務・法務や財務経理面に関して意見を述べるなど取締役会および監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監 査 役	山 口 貴 嗣	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査役会9回のうち9回に出席いたしました。主に医療・介護の分野から意見を述べるなど、積極的な経営参画をしました。取締役会および監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人銀河

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	15,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該規定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制として取締役会において次のとおり決議しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス基本方針を制定し、その実践を企業が存続、発展する上で不可欠なものとして位置づけ、企業活動において求められるあらゆる法令等の遵守はもとより、高い倫理観に則して行動し、公正かつ誠実で透明性の高い企業活動を遂行します。当社の取締役は、上記方針の実践のため「経営理念」、「倫理規程」、「コンプライアンス行動規範」および「コンプライアンス行動指針」ならびに「反社会的勢力対策規程」に従い、当社における企業倫理の遵守および浸透に関してリーダーシップを発揮します。社内ではコンプライアンス委員会を置き、内部統制を推進する組織を設置するとともに、コンプライアンス体制の構築および運用を行います。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は法令・社内規定に基づき、取締役の職務の執行に係る文書・記録その他情報を、その保存媒体に応じて①株主総会議事録、②取締役会議事録、③監査役会議事録の法定作成文書をはじめ、④各委員会・会議等の各議事録、⑤決裁書類等の取締役の職務執行に係る情報を、関連資料とともに「文書管理規程」に基づいて、文書（電磁的記録を含む）により保存します。また、保存部門は適切・確実に、かつ検索および閲覧可能な状態で保存しており、定められた保存期間を同規程において定めます。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業価値を高め、企業活動の持続可能な成長を実現することを阻害するリスクに対処すべく、「災害対策規程」、「危機管理規程」、「全社的予防リスクマニュアル」および「施設リスクマネジメント会議運営規程」(SRM)を設けており、取締役会は、総合リスク管理体制を定めます。これに基づき、横断的リスク、各部署、各業務プロセスに潜むリスクを抽出・評価し、優先順位をつけて体制の整備、対応策の立案を行います。対応策には、リスクを低減・抑制するための是正策、リスク発生時の対策および事業継続計画を含めます。さらに事業戦略立案部門は、事業戦略策定時に想定される事業リスクの抽出評価を行い対応策の検討を図ります。これらの内容は内部監査規程に基づき内部監査部門が監査にて確認します。さらに、取締役会で公表し、リスク管理レベルの向上を図ります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の意思決定の妥当性および執行業務の管理監督・牽制機能を向上するため取締役のうち一名以上は社外取締役とします。当社では、経営の監督と業務執行の役割分担を明確にする目的から、執行役員制度を採用します。予算実績管理、その他、業務執行に関する重要事項の意思決定をするため、幹部会議、執行役員会を毎月定例的に開催し、業務執行の円滑化を図ります。毎月定例および適宜開催する取締役会を経営の重要事項、その他意思決定の場とします。当社は経営方針の徹底のため、短期、中期若しくは長期の経営計画を策定し、これをもとに年度計画および予算を立案し、各部署、使用人に至るまで方針を展開し、業務計画を策定、推進する仕組みを構築することにより、取締役の職務の効率化を図ります。

(5) 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「倫理規程」、「コンプライアンス行動規範」および「光ハイツ・ヴェラス行動規範と行動指針」などを定め、その周知徹底と実践運用を行う体制を構築します。また、これを維持向上させるため、当社の使用人に対する教育、研修を行う計画を策定、実施します。さらに、当社はコンプライアンス違反行為の可能性を削減するため、横断的内部通報制度（「レポートライン」を設置）を設けます。使用人の職務の執行が法令、定款に適合することを確実にし、さらに、この体制を維持向上させるため、内部監査規程に準拠した内部監査、事業所内監査を実施します。

(6) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は単体企業のため、該当する体制はありません。

(7) 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および取締役からの独立性に関する事項

取締役会は監査役と協議のうえ監査役の職務を補助する兼任の使用人を一名配置することができます。なお、使用人の任命、評価、異動、懲戒等の決定に当たっては事前に監査役会の同意を得たうえで決定することとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保します。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および執行役員が担当する業務の執行状況の報告を行う毎月の取締役会、幹部会議および執行役員会には監査役が出席するほか、業務執行上重要な討議および報告を行う会議には常勤監査役が出席します。また、稟議書、議事録および業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人から説明を聴取します。監査役は、必要に応じて取締役会、幹部会議、執行役員会その他の会議の場および代表取締役との定期的な意見交換の場で意見を述べるものとなります。取締役、執行役員および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他法令もしくは定款・社内規程（コンプライアンス規程など）に反する事実を発見したとき、または経営・業績に影響を及ぼす重要な事実について決定したときは、監査役に報告する体制を敷きます。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は監査が実効的に行われることを確実にするため、代表取締役、その他取締役および執行役員と定期的な意見交換会を実施するとともに、内部監査部門および会計監査人と監査計画、監査内容について、情報交換を行うなど相互連携を図るものとなります。なお監査役が取締役会等で意見を述べ、牽制機能が実効的に働く体制を敷きます。

(10) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性および適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行います。また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととします。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

「反社会的勢力対策規程」および「反社会的勢力との断絶方針」を制定し、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本方針とします。反社会的勢力への対応は総務人事部が統括部署となり、役職員に周知徹底する他、反社会的勢力が取引先や株主となり、不当な要求を受ける被害を未然に防ぐよう、適正な企業調査の実施および外部情報等により反社会的勢力に関する情報の早期収集に努めます。また、不当要求等に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応します。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社は本社および各営業所における内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

当社は、本社および各営業所の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報取扱規程により相談・通報体制を設けており、各営業所にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理体制

コンプライアンス委員会において、各営業所および各部署から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、コンプライアンス委員会において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

(4) 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、本社および各営業所の内部監査を実施いたしました。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容は以下のとおりです。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としてのあり方は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましく、その判断は最終的には会社の株主様全体の意思に基づき決定されるべきものであると考えます。そのためには株主の皆様には十分に情報が提供されたうえで、その適切な判断がなされる環境を当社が整えるべきであると考えております。

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる大量買付け行為であるか否かについて、株主様がその提案やそれに対する当社の現経営陣の経営方針等について十分な情報を得たうえで、適切な判断を下すことを好ましいと考えますし、また、当社の企業価値・株主共同の利益に反するおそれのある大量買付けや株主による適切な判断が困難な方法で大量買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

当社は、当社株式の大量買付け行為があった場合、その大量買付者に対して積極的に情報開示を要求し、株主の皆様が適切な判断を行うため、当社取締役会の意見および情報と時間の確保に努めると共に、適切な対応を行ってまいります。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する公正な利益還元を経営上重要な課題として位置づけ、業績の向上に努めると共に、経営基盤および財務体質の強化ならびに将来の事業拡大に備えた内部留保の充実も勘案しつつ、株主への安定した配当と配当水準の向上に努めることを基本方針としております。

当社は、直近の事業進捗や今後の事業展開等を総合的に勘案し、2021年3月期の期末配当は1株当たり12円00銭とさせていただきます。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	6,328,962	流動負債	904,702
現金及び預金	5,786,664	短期借入金	100,000
営業未収入金	413,963	リース債務	42,040
商品	1,919	未払金	181,688
貯蔵品	4,888	未払費用	19,986
前払費用	98,973	未払法人税等	41,210
その他	22,553	未払消費税等	16,917
固定資産	1,217,446	前受金	453
有形固定資産	557,120	預り金	72,595
建物(純額)	55,012	入居金預り金	372,904
構築物(純額)	32,739	介護料預り金	36,657
車両運搬具(純額)	5,921	賞与引当金	16,353
工具、器具及び備品(純額)	130,696	その他	3,893
土地	313	固定負債	2,665,874
リース資産(純額)	332,436	リース債務	475,594
無形固定資産	50,308	長期入居金預り金	1,846,036
ソフトウェア	614	長期介護料預り金	191,368
リース資産	42,968	退職給付引当金	59,522
その他	6,725	役員退職慰労引当金	41,285
投資その他の資産	610,017	その他	52,066
投資有価証券	1,533	負債合計	3,570,576
出資金	361	純資産の部	
破産更生債権等	1,863	株主資本	3,975,063
長期前払費用	11,590	資本金	686,296
繰延税金資産	33,776	資本剰余金	566,296
長期性預金	4,400	資本準備金	566,296
敷金	532,811	利益剰余金	2,722,470
その他	25,544	利益準備金	3,855
貸倒引当金	△1,863	その他利益剰余金	2,718,615
資産合計	7,546,408	別途積立金	384,000
		繰越利益剰余金	2,334,615
		評価・換算差額等	768
		その他有価証券評価差額金	768
		純資産合計	3,975,832
		負債・純資産合計	7,546,408

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,108,888
売 上 原 価	2,656,660
売 上 総 利 益	452,227
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	326,497
営 業 利 益	125,730
営 業 外 収 益	65,976
受 取 利 息	165
受 取 配 当 金	36
受 取 手 数 料	4,489
受 取 賃 貸 料	14,957
寄 付 金 収 入	1,100
助 成 金 収 入	38,551
そ の 他	6,677
営 業 外 費 用	29,600
支 払 利 息	27,779
支 払 手 数 料	1,000
長 期 前 払 費 用 償 却	796
そ の 他	24
経 常 利 益	162,106
税 引 前 当 期 純 利 益	162,106
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	66,413
法 人 税 等 調 整 額	△4,765
当 期 純 利 益	100,459

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金				株 主 資 本 合 計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計	
				別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	686,296	566,296	3,855	384,000	2,259,226	2,647,081	3,899,675
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△25,070	△25,070	△25,070
当 期 純 利 益					100,459	100,459	100,459
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計					75,388	75,388	75,388
当 期 末 残 高	686,296	566,296	3,855	384,000	2,334,615	2,722,470	3,975,063

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	368	3,900,043
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△25,070
当 期 純 利 益		100,459
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	400	400
当 期 変 動 額 合 計	400	75,789
当 期 末 残 高	768	3,975,832

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）であります。

・貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）であります。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～47年

構築物 10年～50年

車両運搬具 2年～10年

工具、器具及び備品 2年～15年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、当事業年度末に在籍している従業員に対する支給見込額のうち当事業年度に属する金額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込みに基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

- ④ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

利用権方式による入居一時金及び介護等一時金の収益計上基準は、入居契約書に従い、入居時に一定割合を収益計上し、残額を返還する期間の定めに応じて収益計上しております。

入居契約における入居時償却率及び返還対象期間は、以下のとおりであります。

入居時償却率 5%～15%

一般棟(※1)返還対象期間 7年～15年

介護専用棟(※2)返還対象期間 3年～7年

※1 一般棟とは、主に入居時に介護を必要としない入居者の居住棟

※2 介護専用棟とは、日常的に介護を必要とする入居者の居住棟

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

- ① 有料老人ホーム施設開発に係る金利の会計処理 大型老人ホーム施設開発については、正常な開発期間中の支払利息を取得原価に算入しております。なお、当事業年度において取得原価に算入した支払利息はありません。
- ② 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理方法は、税抜方式を採用しております。なお、控除対象外消費税等については、発生事業年度の期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は長期前払費用に計上し、法人税法の規定により償却を行っております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 国庫補助金等の受入れにより固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額

有形固定資産	
建物	355,250千円
工具、器具及び備品	3,818千円
合計	359,068千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 921,512千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,089,200株	-	-	2,089,200株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 当事業年度に支払った配当金

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年5月13日 取締役会	普通株式	25,070千円	12.00円	2020年3月31日	2020年6月25日

② 基準日が当事業年度に属する配当の内、配当の効力発生が翌事業年度に属する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	25,070千円	12.00円	2021年3月31日	2021年6月28日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、施設の建設資金等を金融機関からの借入及びリースにより調達しております。また、投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であります。なお、売買目的のための有価証券の取得は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に施設の設備投資に係る資金調達を目的としており、流動性リスクを伴いますが、月次に資金繰計画を作成するなど返済資金を十分に確保できる体制を整えております。

投資有価証券は、市場価格及び業績不振による変動リスクを伴いますが、定期的に財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定には変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,786,664	5,786,664	-
(2) 投資有価証券	1,533	1,533	-
資産計	5,788,197	5,788,197	-
(1) 短期借入金	100,000	100,000	-
(2) リース債務	517,634	657,506	139,871
負債計	617,634	757,506	139,871

- (注) 1. リース債務は流動負債と固定負債のリース債務を合算しております。
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価については、証券取引所の価額によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	株 式	429	1,533	1,104
合計		429	1,533	1,104

負 債

(1) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務

これらの時価について、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,786,664	-	-	-
合計	5,786,664	-	-	-

4. 長期借入金及びリース債務の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	-	-	-	-	-
リース債務	42,040	39,181	39,398	41,248	35,281	320,484
合計	142,040	39,181	39,398	41,248	35,281	320,484

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

未払事業税	3,861千円
未払事業所税	1,387千円
賞与引当金	4,972千円
社会保険料	769千円
役員退職慰労引当金	12,555千円
減価償却超過額	77,146千円
退職給付引当金	18,355千円
減損損失	87千円
貸倒引当金	566千円
その他	2,864千円
繰延税金資産 小計	122,566千円
評価性引当額	△88,454千円
繰延税金資産 合計	34,112千円

その他有価証券評価差額金	△335千円
繰延税金負債 合計	△335千円

繰延税金資産の純額 33,776千円

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,903円04銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	48円08銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、会計上の見積り（繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損の判定、貸倒引当金）に与える影響は軽微であります。

当社は、新型コロナウイルス感染症拡大による経営環境への影響は、2021年度中は継続し、回復は早くても2022年度以降になると仮定しております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、次期以降の当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月28日

株式会社 光ハイツ・ヴェラス
取締役会 御中

監査法人 銀 河
北海道事務所
代表社員 公認会計士 川 上 洋 司 ㊟
業務執行社員
代表社員 公認会計士 李 大 充 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社光ハイツ・ヴェラスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役からの監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1、監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2、監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社従業員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人銀河の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月28日

株式会社光ハイツ・ヴェラス監査役会

常勤監査役 若林 弘子 ㊟

社外監査役 板倉 暢宏 ㊟

社外監査役 山口 貴嗣 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、取締役候補者の選任にあたりましては、当社取締役会が当社の企業価値の向上に資するに必要な専門知識や経験等を有する取締役で構成されること、また、現時点で最適な人員体制となることを前提に決定しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	もり ちえか 森 千恵香 (1966年8月8日)	1985年4月 欧米自動車工業㈱ 入社 1995年7月 欧米自動車工業㈱ 取締役 2009年6月 当社 代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) ㈱とんでん 代表取締役	24,800株
2	ふじ い しん いち 藤 井 伸 一 (1954年4月18日)	1987年10月 札幌平岡病院 開業 1993年4月 財団法人湯浅記念会 設立 1994年4月 社会福祉法人栄和会 設立 1999年12月 社会福祉法人札幌恵友会 入職 2009年6月 当社 社外取締役 2016年6月 当社 非業務執行取締役（現任） (重要な兼職の状況) ㈱とんでん 取締役	1,360,700株
3	おお ほり まさ子 大 堀 まさ子 (1957年8月15日)	1979年4月 美唄防災病院 入職 1988年1月 太黒胃腸科病院 入職 2002年9月 センチュリー病院 入職 看護師長 2005年4月 当社 入社 2005年11月 当社 光ハイツ・ヴェラス琴似 看護師長 2009年4月 当社 看護部長 2009年7月 当社 執行役員（現任） 看護・介護部長 2010年6月 当社 取締役（現任） 看護・介護担当 2011年3月 当社 ヴェラス・クオーレ山の手 支配人 2015年8月 当社 ヴェラス・クオーレ南19条 支配人（現任）	-

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
4	うえの 上野 幸子 (1944年1月5日)	1965年4月 J A北海道厚生連 札幌厚生病院 入職 1969年10月 平田内科小児科 入職 1981年11月 医療法人社団恵誠会 札幌恵北病院 入職 1989年8月 医療法人社団恵和会 西岡病院 入職 1990年4月 日本看護連盟北海道支部札幌地区支部役員 1993年10月 日本私立学校振興・共済事業団 入社 2016年6月 当社 社外取締役 (現任)	-

(注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 藤井伸一氏は、非業務執行取締役候補者であります。
3. 非業務執行取締役候補者藤井伸一氏は、当社の大株主であり親会社等に当たります。
4. 上野幸子氏は、社外取締役候補者であります。
5. 上野幸子氏を社外取締役候補者とした理由は、取締役会において当社の経営判断に関し適法性・妥当性の面から監視し、モニタリング機能を果たすことが出来ると考えております。また、同氏は看護師として30年余りの医療機関等勤務の経験から、医療・介護の分野に精通しており、今後、医療、介護に関する対応が重要視される当社の有料老人ホーム事業および高齢者介護事業に対する積極的な指導助言をいただくためであります。なお、同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
6. 上野幸子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
7. 当社は、藤井伸一氏および上野幸子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しており、両氏が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役板倉暢宏氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)		所有する当社の 株式数
佐々木貴教 (1974年7月8日)	2000年10月 2011年3月	小林総合法律事務所 入所 村松法律事務所 入所	-

- (注) 1. 監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐々木貴教氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由

佐々木貴教氏を社外監査役候補者とした理由は、取締役会の意思決定について、当社から独立した視点での監督、提言をいただくため、社外監査役として招聘し、毎月行われる取締役会、その他臨時取締役会に出席し取締役の業務執行状況及び経営状況の適切な監視を行うことにより、経営の透明性を図るためであります。

また、佐々木貴教氏は過去に直接経営に関与した経験はありませんが、弁護士の資格を有し企業法務に精通しており、取締役会、その他臨時取締役会に出席し、独立的な立場からの意見の具申と、客観的な監査が可能と考えております。また、同氏は会社法が定める社外性を有すると共に、有価証券市場規程等に定める一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外監査役として独立性を有しております。さらに、一般株主保護の観点から、経営から独立した存在として位置づけられると判断し、札幌証券取引所に独立役員として届出を出す予定です。

4. 当社は、佐々木貴教氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しており、同氏が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

以上



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。